

【 】 %

2 金銭以外のものによる出資については、構成員が協議して評価するものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、本事業の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当企業体の取引金融機関は、【 】銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当企業体は、基幹改良工事においては工事竣工後、長期包括運営委託では年度ごとに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本事業を終了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち本事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完遂する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合(当該脱退した者を除いた出資総額に対する残存構成員の出資の割合を意味する。)により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、発注者と当企業体とが誠実に協議して定めるものとする。

(協定書の変更)

第19条 この協定書に規定する事項についての変更並びに権利の放棄及び義務の免除については、発注者の事前の書面による承諾がない限り効力を生じない。

以上の証として、共同企業体協定書は 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、それぞれ構成員各1通を保有する。

平成30年(2018年) 月 日

(発注者)

(代表者)

(構成員その1)

(構成員その2)